

宇都宮労働基準署管内 STOP!労働災害 2024

食料品製造業 安全強化プロジェクト

宇都宮労働基準監督署
一般社団法人宇都宮労働基準協会
宇都宮食料品製造業災害防止協議会

1 趣旨

宇都宮労働基準監督署管内では、安全文化の構築を目指して、平成 26 年度から「宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動」を展開してきましたが、令和 5 年の労働災害では死亡災害により 6 人の尊い生命が失われ、休業 4 日以上労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く。以下「死傷災害」という。）は 601 人となり対前年比では減少となったものの、この死傷者数は 20 年以上遡る未だ高い水準となっています。特に食料品製造業における死傷者数は 51 人となり、平成 10 年以降で最多となりました。

食料品製造業における過去 10 年間の死傷災害をみると、滑り、つまずき等による「転倒災害」で 31%、「はさまれ巻き込まれ災害」で 22%を占め、この二つの死傷災害（以下「食料品製造業 2 大災害」という。）で全体の半数以上を占めています。また、「転倒災害」においては、50 歳以上の女性労働者が約半数を占め、「はさまれ巻き込まれ災害」においては経験が 3 年未満の未熟練労働者が半数以上を占めています。

このため、今年度の「宇都宮労働基準監督署管内 安全文化推進運動」は、「STOP!労働災害 2024 ~『安全文化』の再構築を目指して~」を展開し、その取組において、食料品製造業を重点業種とした『食料品製造業 安全強化プロジェクト』を下記により展開することといたしました。

2 目標等

このプロジェクトでは、特に「機械のはさまれ巻き込まれ災害」と「転倒災害」を『食料品製造業 2 大災害』と捉え、その防止対策の推進を図ることを目的とし、以下の目標と定めた。

- (1) 死亡労働災害を発生させない
- (2) 各事業場が休業災害を発生させない
- (3) 各事業場が令和 5 年よりも、安全対策資質の向上が図られ、災害を防止するための体制が整備される

3 主な取組内容

- (1) 食料品製造業 2 大災害の防止対策の推進

「転倒災害」を防止しなければならない災害と捉えて、ハード面・ソフト面の両面の対策の取組

「機械によるはさまれ巻き込まれ災害」対策の取組

高年齢労働者の労働災害防止対策（エイジフレンドリーガイドライン）の取組

- (2) STOP!労働災害 2024 の推進
- (3) 安全衛生教育の徹底，多様な働き方への対応，外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (4) 現場単位で安全が担保できる職長の育成
- (5) 無災害事業場に対しての表彰制度の開設

4 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 主唱者

宇都宮労働基準監督署

6 主催者

一般社団法人宇都宮労働基準協会
宇都宮食料品製造業災害防止協議会

7 実施者

宇都宮労働基準監督署管内の食料品製造業

8 主唱者・主催者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等連絡会議の開催し，連携を図る。
- (2) 「食料品製造業 安全強化プロジェクト」を推進するため，関連団体等へ協力を求める。
- (3) 実施要綱の周知，広報，ホームページの活用
- (4) 安全（衛生）講習会の開催
- (5) 無災害事業場の表彰
- (6) その他，食料品製造業における自主的な安全衛生活動の支援

9 事業場での実施事項

- (1) 「STOP!労働災害」の推進，及びそのポスターの掲示

別途展開している「STOP!労働災害 2024」を推進する。

本ポスターを目立つ箇所に掲示することにより，労働者一人ひとりの安全意識の維持向上や自主的安全衛生活動の活性化を図る。

本ポスターは，1日ごとに塗りつぶすことのできるものとなっているので，原則として以下により塗りつぶす。

【無災害の日...緑 不労災害が発生した日...黄 休業災害が発生した日...赤 等】

- (2) 経営トップが安全衛生方針を表明

(3)(2)を反映させた安全衛生活動計画(年間計画)を作成し、計画的な職場環境の改善や教育を含んだ安全衛生活動に取り組む。

(4) 食料品製造業の労働災害防止に向けた取組

食料品製造業 2 大災害の防止対策の推進

- A 「転倒災害」を防止しなければならない災害と捉えて、ハード面・ソフト面の両面から対策に取り組む。その際に、エイジフレンドリーガイドラインの取組も併せて行う。ソフト面対策については「ころば Nice とちぎ」等も活用する。その他、労働者の作業行動に起因する労働災害(腰痛、捻挫等)の防止も取り組む。
- B 「機械によるはさまれ巻き込まれ災害」を防止するため、安全カバーや安全装置のハード面対策による本質安全化を進める。また、安全装置等を適切に稼働させるとともに、安全な作業方法の徹底、非常時作業での不用意な行動による災害を防止するため、非常時作業時のマニュアルを整備し、教育を行う。その際に、「STOP! はさまれ巻き込まれ災害 in 栃木」を参考にするとともに、リスクアセスメントによるリスクの洗い出しや、エイジフレンドリーガイドラインの推進も併せて行う。

教育の確実な実施及び、その体制づくり

- A 経験年数が浅い労働者の災害が多発しているため、雇い入れ時教育、作業内容変更時の教育のほか、理解度・習得度などを確認して必要な再教育を行う。
- B 特に、パート、アルバイト、派遣労働者、外国人労働者など十分な教育がされていない状況が散見されるため、特にその対応を徹底する。外国人労働者に対しては、母国語など理解できる言語にて教育を行う。
- C 働き方の多様化、外国人労働者の増加等を踏まえて、危険の見える化を進め、わかりやすい職場環境の形成に努める。
- D 作業に慣れてきた時期に、災害が増加する傾向にあることから、定期的に教育を実施し、安全衛生意識の高揚を図る。
- E 職長の育成のため、職長教育を実施する。

令和5年4月以降に新たに職長になった者に対して 職長教育を実施する。

(改正法により義務化)

令和5年4月以前に職長となった者に対して 職長教育を受講させるなど、職長としての資質の向上を図る。

(5) 労働者参加型の活動の実施

労働者参加型の活動とは、労働者一人ひとりが参加し、考え、感受性を高められる活動で、次のような活動をいう。

- ・ A ない声掛け運動! の展開
- ・ ヒヤリ・ハット報告活動
- ・ リスクアセスメント
- ・ 危険予知訓練及び危険予知活動
- ・ 改善提案制度
- ・ 4 S ・ 5 S 活動
- ・ 危険体感教育の導入
- ・ 安全衛生パトロール 等)

「A ない声掛け運動!」とは、労働災害に結び付く「あわてる」「あせる」

「あなどる」の「あぶない行動」を「しない・させない」ために、同じ場所で働くみんなが互いに声を掛け合いながら、不安全行動の抑止と安全な作業行動の定着に取り組む活動です。

(6)「食料品製造業 安全強化プロジェクト」に参加し、安全対策の強化を図る。

(7)安全衛生セミナー等への参加

(8)「SEFEコンソーシアム」の表彰制度等の活用・取組及び参加

10 無災害表彰について

(1) 次のすべてに該当する管内の食料品製造業の事業場は、(2)の申請をすることで、宇都宮労働基準監督署長から「表彰状」を受けることができます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、休業災害及び障害等級14級以上の労働災害が発生していないこと。

安全衛生にかかるトップの決意表明がなされ、年間計画を作成していること。

法定の安全衛生管理体制（総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医・安全衛生推進者の適切な選任、安全衛生委員会の設置等）が確立できたこと。

職長に対し、職長教育が行われていること。

全労働者に対して、今回の期間中に1回以上安全衛生教育を行ったこと。

署の臨検等で、重篤な違反がなかったこと。

(2) 無災害事業場は、申請期間（令和7年4月1日から令和7年5月10日まで）中に、宇都宮労働基準監督署 安全衛生課まで郵送で申請書（別紙）を提出する。

R6.4.1